

指定給水装置工事事業者【新規】指定申請提出書類チェック表

申請日 年 月 日

申請者 住 所:

事業者名：

項 目		注意事項	チェック
1	指定給水装置工事事業者指定申請書 (様式第1)	表面 ※「事業の範囲」は給水装置工事に係る部分のみでも可	
		裏面 ※災害市で実際に給水工事を行う事業所(本店・支店)について記入	
2	誓約書 (水道法第25条の3第1項第3号イからヘまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類) (様式第2)		
3	【個人事業者の場合】住民票(写し)	※発行から3ヶ月以内のもの ※マイナンバーの記載がないもの	
4	【法人事業者の場合】定款又は寄附行為	※給水装置工事に係る事項の記載を確認	
	登記簿謄本	※「目的」に給水装置工事に係る事項がない場合は不可 ※発行から3ヶ月以内のもの	
5	機械器具調書 (別表)	※別表様式下欄にある種別①～④の機械器具を保持しているか確認	
	機械器具の写真	※調書に記載した機械器具の状態が分かる写真	
6	事業所の平面図及び写真並びに付近見取図 (別紙様式)		
	事業所の写真	※内部・外部の状況が分かるもの	
7	給水装置工事主任技術者選任届出書 (様式第3)		
8	給水装置工事主任技術者免状(写し)		
確認する 項目①	指定給水装置工事事業者の講習会受講実績及び業務内容 (様式1/3)	※業務内容は営業時間及び漏水修繕等対応可能な工事の内容など	
	事業者講習会の修了証(写し)	※日本水道協会兵庫支部主催の講習会に限る	
確認する 項目②	給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況 (様式2/3)		
	主任技術者等研修会の受講事実を証明する書類	※外部研修受講の場合 ※受講証等のコピー	
確認する 項目③	適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況 (様式3/3)		
	技能に係る資格等を有することを証明する書類	※資格等を有している場合 ※資格証等のコピー	
	手数料 新規: 50, 000円	※指定事業者証交付前に納入通知書により納付(申請後に請求)	

指定給水装置工事事業者指定申請書
【 新規 ・ 更新 】

宍 粟 市 長 様

年 月 日

申請者 氏名又は名称

住 所 （〒 ー ）

代表者氏名

TEL

FAX

e-mail

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
事業の範囲	給 水 装 置 工 事
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

（備考） この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	TEL () e-mail
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されるところとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	TEL () e-mail
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されるところとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでの
いずれにも該当しないものであることを誓約します。

年 月 日

申請者
氏 名 及 び 名 称

住 所

代 表 者 氏 名

宍 粟 市 長 様

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

年 月 日現在

種 別	名 称	形 式・性 能	数 量	備 考

※種別の欄には下記機械器具の別ごとに記載のこと（水道法施行規則第20条）

- ①金切りのこ、その他の管の切断用の機械器具
- ②やすり、パイプねじ切り器、その他の管の加工用の機械器具
- ③トーチランプ、パイプレンチ、その他の接合用の機械器具
- ④水圧テストポンプ

※それぞれの機械器具について写真を添付すること

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

事業所の平面図及び写真並びに付近見取図	
平 面 図	面 積 m ²
付近見取図	

(注)

- 1 平面図は、開口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 2 事業所の写真は、外部及び内部の状況がわかるもの数枚を添付すること。
- 3 付近見取図は、主な目標を入れてわかりやすく記入すること。

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

宍 粟 市 長 様

年 月 日

届出者 氏 名 又 は 名 称
住 所
代 表 者 氏 名

選 任
解 任

水道法第 2 5 条の 4 の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の

の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の 名称		
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任 技術者の氏名及びフリガナ	給水装置工事主任技術者 免状の交付番号	選任・解任の年月日

※給水装置工事主任技術者免状のコピーを提出のこと。

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

指定給水装置工事事業者【**新規**・更新】指定時確認事項

郵便番号

住所

氏名又は名称

代表者氏名

代表連絡先

TEL

FAX

e-mail

事業者の講習会受講実績及び業務内容等の確認

① 宍粟市若しくは日本水道協会兵庫県支部が実施している指定給水装置工事事業者講習会の
受講実績(過去5年以内)

受講年月日(該当項目に○をつけてください)(受講を証明する書類(修了証等)の写しを添付してください。)

受講済(年 月 日) ・ 未受講

【公表: 可 ・ 否 】

(未受講の場合その理由) ※非公表

② 指定給水装置工事事業者の業務内容

対応工事種別(対応可能な項目に○をつけてください)

【公表: 可 ・ 否 】

配水管からの分岐 ～ 水道メーター (新設可 ・ 改造可)

水道メーター ～ 宅内給水装置 (新設可 ・ 改造可)

漏水等修繕対応の可否

【公表: 可 ・ 否 】

(対応可能な項目に○をつけてください。詳細な内容を記入することも可能です)

屋内給水装置の修繕(対応可)

埋設部の修繕(宅地内可 ・ 宅地外可)

夜間・休日等の対応(夜間可 ・ 休日可)

(その他の事項)

休業日・営業時間(修繕対応時間もご記入ください)

【公表: 可 ・ 否 】

営業: 曜日

休業: 曜日

修繕: 平日

時間

その他

対応: 夜間

時間: 休日

(その他の事項)

夜間・休日等の連絡先(TEL)

☐ 代表連絡先と同じ場合はチェック

その他(緊急時連絡先など)

- ・公表にはホームページ等への掲載を含みます。
- ・公表否の場合は非公表である旨を掲載します。
- ・代表連絡先や業務内容に**変更が生じた場合**は、速やかに宍粟市にその旨を届け出るようお願いします。

給水装置工事主任技術者等の研修受講実績等の確認

③給水装置工事主任技術者等の研修受講実績(過去5年以内)

水道法施行規則 第 36 条

法第 25 条の 8 に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名(公表対象外)	実施団体	研修会名	受講年月日
記入例① 宍粟 一郎	給水工事振興財団	e－ラーニング	平成29年7月20日
記入例② 宍粟 二郎	自社内研修	〇〇に関する業務研修	平成29年7月23日
上記の内容の公表の可否(公表にはホームページ等への掲載を含みます。)			可 ・ 否

- ・外部研修については、受講を証明する書類(受講証等)の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。
- ・公表否の場合は非公表である旨を掲載します。
- ・主任技術者等の個人が受けた技術向上が目的の研修が対象であり、別で受講状況を確認している日本水道協会兵庫県支部の事業者講習会は除きます。

適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況等の確認

④過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事事業者の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

- 2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

☐ 「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため不要

過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・穿孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等	
記入例① 宍粟 一郎	○	○	講習会修了者	H30
記入例② 宍粟 二郎	○	○	検定会合格者	H30
記入例③ 宍粟 三郎	○	×		H30
上記内容の公表の可否(公表にはホームページ等への掲載を含みます。)				可 ・ 否

- ・給水装置工事に主に従事した者の氏名等を記入してください。
- ・資格を有していなくても経験を有している者は記入してください。
- ・事業者として配水管からの分岐～水道メーターの工事を施行しない場合は上記チェック欄にレ点を記入してください。
- ・資格等を有している場合はそれを証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。
- ・公表否の場合は非公表である旨を掲載します。

【裏面に『保有している資格等』の内容について記載しておりますのでご確認ください】

●保有している資格等について

確認対象となる『保有している資格等』は以下のとおり

○厚生労働省水道課長通知(令和元年6月26日)より抜粋

・水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)

・職業能力開発促進法第 44 条に規定する、配管技能士

※職業能力開発促進法第 44 条(技能検定)

技能検定は、厚生労働大臣が、政令で定める職種(以下この条において「検定職種」という。)ごとに、厚生労働省令で定める等級に区分して行う。ただし、検定職種のうち、等級に区分することが適当でない職種として厚生労働省令で定めるものについては、等級に区分しないで行うことができる。

・職業能力開発促進法第 24 条に規定する、都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程の修了者

※職業能力開発促進法第 24 条(都道府県知事による職業訓練の認定)

都道府県知事は、事業主等の申請に基づき、当該事業主等の行う職業訓練について、同法第 19 条第1項の厚生労働省令で定める基準に適合するものであることの認定をすることができる。ただし、当該事業主等が当該職業訓練を的確に実施することができる能力を有しないと認めるときは、この限りでない。

※職業能力開発促進法第 19 条

公共職業能力開発施設は、職業訓練の水準の維持向上のための基準として当該職業訓練の訓練課程ごとに教科、訓練時間、設備その他の厚生労働省令で定める事項に関し厚生労働省令で定める基準(都道府県又は市町村が設置する公共職業能力開発施設にあつては、当該都道府県又は市町村の条例で定める基準)に従い、普通職業訓練又は高度職業訓練を行うものとする。

・公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する、配管技能に係る検定会の合格者(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定は、平成29年4月に「配管技能者」へ一本化。